

「責任ある鉱物調達」の背景と最新動向

2025年6月26日

一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)
責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、
必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 今後求められる対応
- 最後に(まとめ)
- その他参考資料

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 今後求められる対応
- 最後に(まとめ)
- その他参考資料

「責任ある鉱物調達」対応のこれまでの変遷

人権・環境デュー・ディリジェンスなど
より広範なESGリスクへの対応へ

4.対象リスク・鉱物の拡大／関連法規制への対応

- ・欧米等の人権デュー・ディリジェンス関連法規制への対応
- ・経済安全保障/各国輸出入規制/地政学リスクへの対応
- ・コバルト・マイカ+銅・ニッケル・天然グラファイト・リチウム(改定EMRT)+多鉱物
- ・ESGリスクへの対応

2025年 現在

3.新たな地域・リスク・鉱物への対応(責任ある鉱物調達へ)

- ・紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)
- ・OECDガイダンス Annex II リスク
- ・コバルト調査対応

2017年
EU紛争鉱物規則成立
2021年適用

2.紛争鉱物管理体制の確立

- ・鉱物調達対応方針の策定
- ・デュー・ディリジェンス(DD)の実施
- ・DDに基づく是正措置の実行

2011年
OECD DDガイダンス発行

1.使用する製錬所の明確化と報告

- ・自社製品に含まれる錫/タンタル/タングステン/金(3TG)の確認
- ・サプライチェーン上流への紛争鉱物調査依頼
- ・サプライチェーン下流への情報開示

2010年
米国ドッド・フランク法成立

ESG対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

「責任ある鉱物調達」はより広範かつ複雑な対応が求められるように

「責任ある鉱物調達」とは

「サステナビリティ/ESGの観点から、人権侵害などのリスクのある鉱物を使用しないように努めること」

企業に求められる「責任ある鉱物調達」の範囲

- ◆ 各国人権・環境デュー・ディリジェンス(DD)関連法規制/経済安全保障/輸出入規制/地政学リスク等への対応
- ◆ 多鉱物/サプライ(バリュー)チェーン全体/ESGリスク対応へ

これまでは・・・

- ◆ RMIの製錬所監査プロセス(RMAP)がカバーする範囲

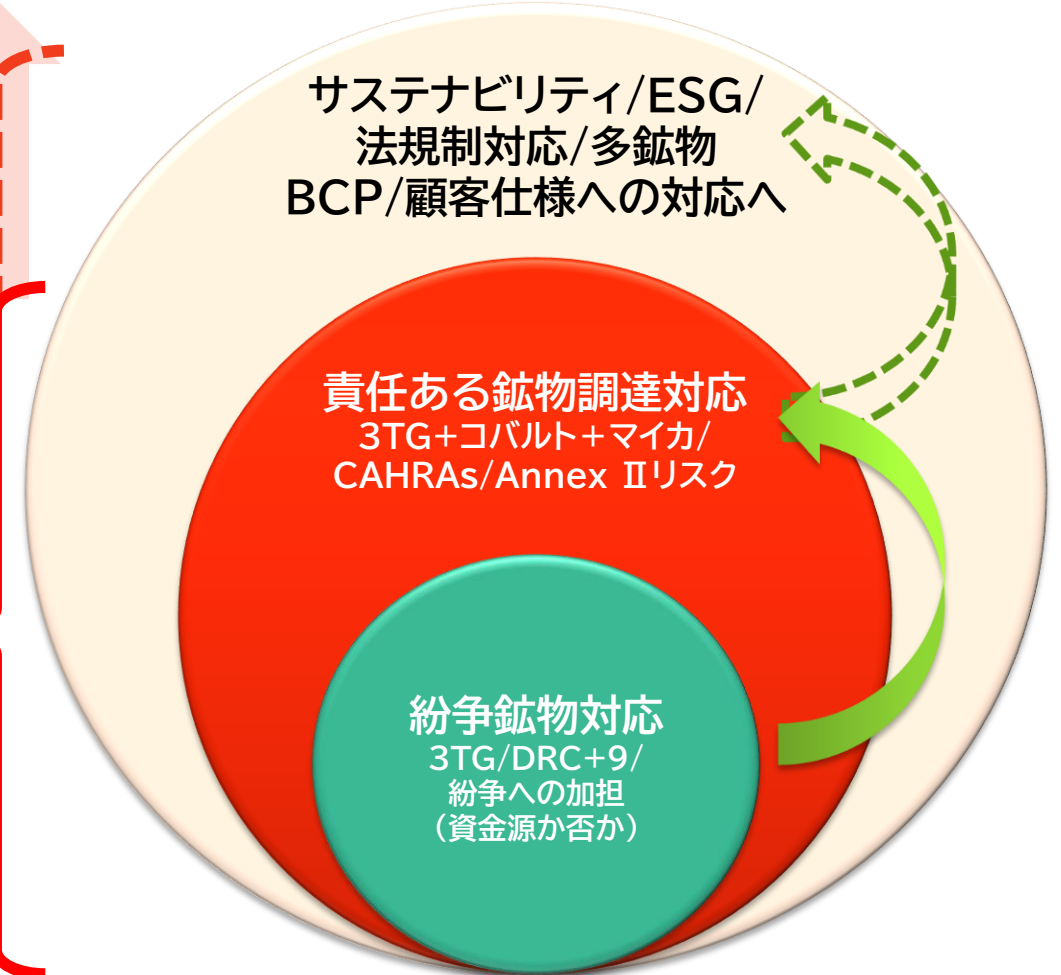
3TG+コバルト+マイカ/紛争地域及び高リスク地域/OECDガイダンス Annex IIリスク
→全鉱物監査基準+全世界(CAHRAs以外)に拡大の方向へ

当初は・・・

- ◆ 米国ドッド・フランク法に基づく対象範囲がベース

錫・タンタル・タングステン・金(3TG)/コンゴ民主共和国及び周辺国(DRC+9)/紛争への加担(武装勢力への資金源か否か)

RMAPPがカバーする範囲(CMRT/EMRT/AMRT)



アフリカにおける鉱物を巡る紛争の歴史

コンゴ紛争

- **第一次コンゴ戦争(1996年-1997年)**
ルワンダにおける民族間(ツチ族・フツ族)の争いを発端としてルワンダ虐殺(被害者数:50~80万人)が発生し、大量の難民がコンゴに流入。
- **第二次コンゴ戦争(1998年-2003年)**
第一次コンゴ戦争後発足したカビラ政権に対する反乱が発生。
ルワンダとウガンダがそれぞれ反政府武装勢力を支援。

コンゴ紛争
推定死者数※
600万人

※飢餓や病気などによる間接的な被害者を含む

反政府武装勢力による性的暴力や人権侵害など深刻な人道危機は今も続いており、直近では活動が活発化している



避難民は100万人以上とも言われている



反武装勢力には少年兵の姿も

(参考)背景事情について理解を深めていただくために

デニス・ムクウェゲ(Denis Mukwege)氏:

コンゴ民主共和国の産婦人科医、社会活動家。コンゴ東部、南キヴ州のブカヴにパンジ病院を設立し、第二次コンゴ内戦以来続く現地での戦乱により強姦(レイプ)被害にあった3万人の女性を治療し、その精神的ケアにも当たっている。2018年にノーベル平和賞を受賞。



参照:映画「女を修理する男」 ユナイテッド・ピープル

米国 金融規制改革法(ドッド・フランク法)

- **コンゴ民主共和国(DRC)及び周辺9か国**で違法に採掘される鉱物資源を資金源とする武装勢力が引き起こし、人権侵害、環境破壊等が国際問題化。

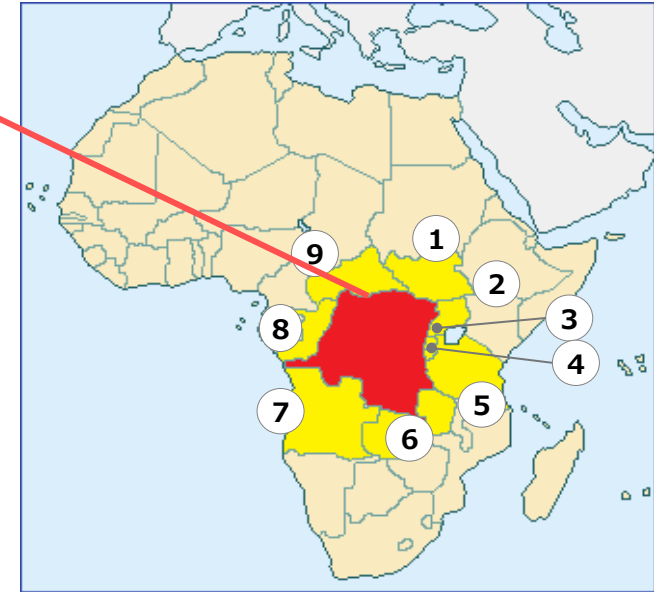
- 2010年7月に米国金融規制改革法(通称「ドッド・フランク法」)に以下の1502条が追加。

- ①「**タンタル、錫、タングステン、金(3TG)**」を紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)と定義
- ②法の対象となる米国上場企業に対し、**毎年1月～12月に製造(または製造委託)した**自社製品に使用される紛争鉱物がこれらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、**毎年5月末までに開示**することを義務付け。

- 2012年8月に最終実施規則が採択され、**2013年より紛争鉱物調査が本格化**。

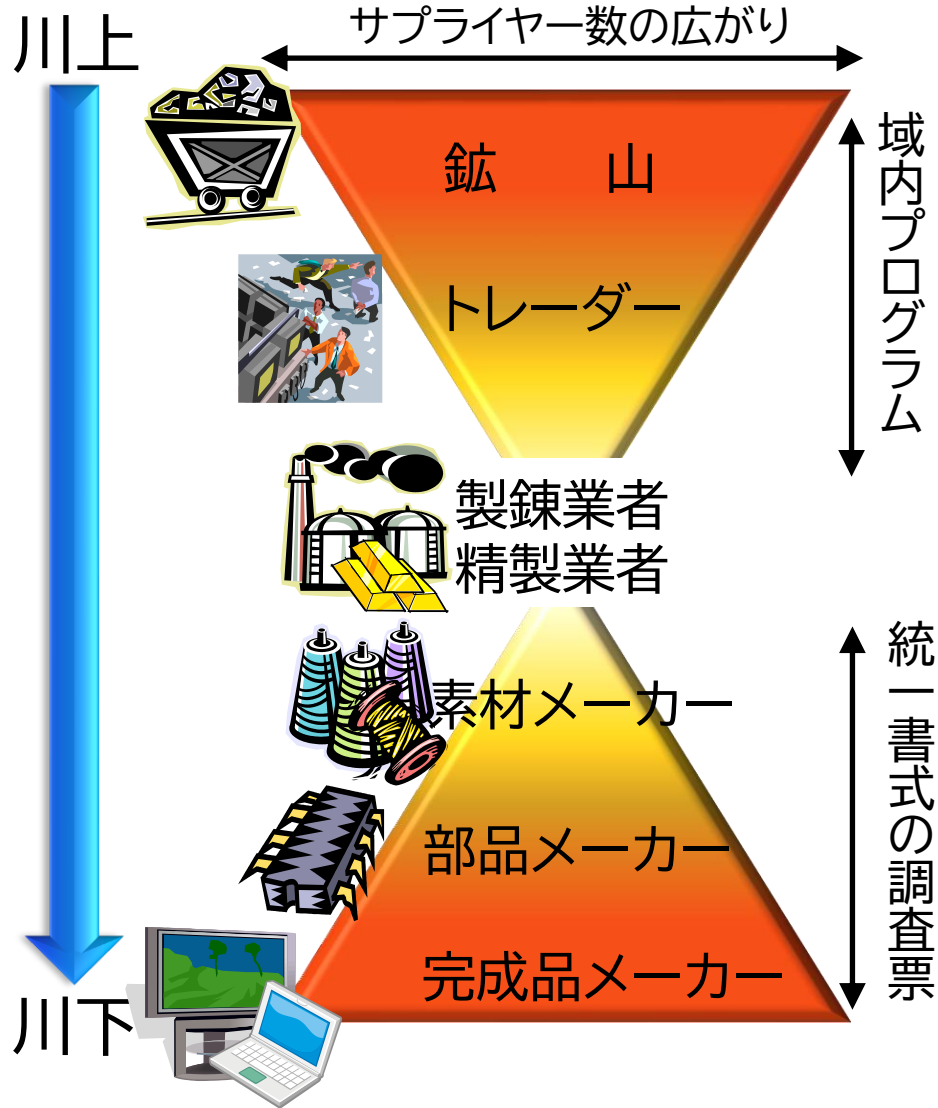
コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



- 紛争鉱物調査が始まるきっかけとなった法律。
- 調査が本格化してから10年以上が経過した現在も有効。見直し等に関する動きが全く見られないわけではないが、現時点では要求事項は変わっていない。
- その他、ウイグル強制労働防止法、OFAC規制など、企業の調達活動に影響を与える米国政府の動向にも注意が必要。

Responsible Minerals Assurance Process(RMAP)



- ・ 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。

RMAPの調査手法

長いサプライチェーン階層の中で、比較的数量が少ない製錬業者の上下で2つに分け、調査の効率化を図る。

- ・ 製錬業者から川上は、域内プログラムおよびRMAP等により製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定
- ・ 製錬業者から川下は、調査票を統一(CMRT)し、調査を効率化。

RMAPはEU規則においても、スキーム認証される見通し。コバルト・マイカ調査も基本的な考え方は同じであり、川下企業の役割は製錬・精製業者(加工業者)を特定すること

RMAP(Responsible Minerals Assurance Process:責任ある鉱物保証プロセス)
CMRT(Conflict Minerals Reporting Template:紛争鉱物報告テンプレート)

EU紛争鉱物規則 -米国法との比較-

	米国ドッド・フランク法(DFA)	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用(デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物(鉱石・未加工金属)を輸入する企業 (*)部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源となっているか否か	OECDデュー・ディリジェンスガイダンス ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	コンゴ民主共和国及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (Conflict Affected and High Risk Areas:CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認

- EU紛争鉱物規則の初回レビュー報告書は2024年9月にリリース
- 初回レビューの規則の効果については、運用後の早期段階であるため顕著なものはなく改正もなかった
- 次回のレビューは2026年の予定
- 他のEUサプライチェーンDD法規制(案)との整合による改正の可能性

「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」

第3版仮訳: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100057444.pdf> (外務省ウェブサイト)

企業が人権を尊重し、武力紛争下で適用される国際人道法の規則を遵守し、紛争への加担を回避し、透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築して鉱物セクターにおける企業の関与を持続可能なものにするよう支援することを目的としたガイダンス。デュー・ディリジェンスの5段階の枠組みを提供している。



(出典:OECDウェブサイトより)

EU紛争鉱物規則では、米国ドッド・フランク法の枠組みを超えて、対象リスク(Annex II リスク)、対象地域(CHARA)などがこのガイダンスをベースに規定されているほか、多くのデュー・ディリジェンス法規制に参照されている。

OECDガイドンスにおけるリスクと地域

「コンゴ民主共和国及び周辺国の紛争リスク」→「CAHRAsにおけるOECD Annex II リスク」へ

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害(強制労働・児童労働など)
2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による不法行為(みかじめ料)
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い(脱税)

紛争鉱物調査
開始当初の対象リスク

紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)の定義 (EU紛争鉱物規則の定義も基本的に同じ)

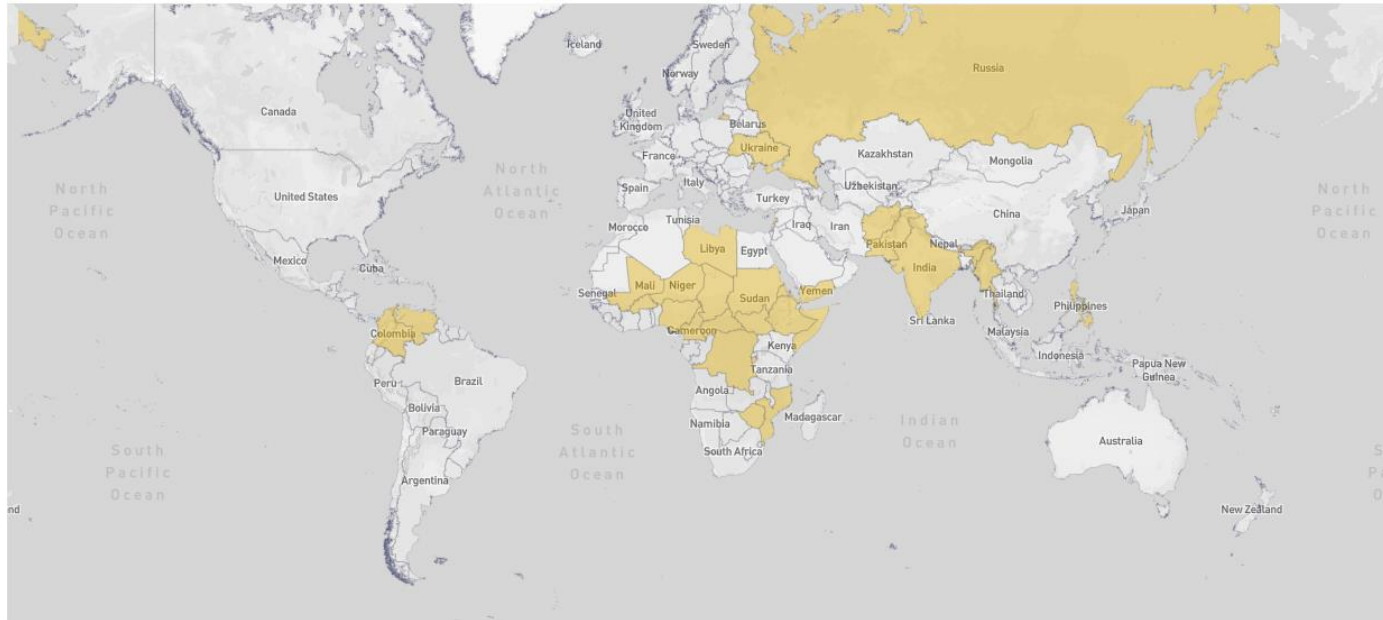
紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2か国ないしそれ以上が関与することもある、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

紛争地域および高リスク地域(CAHRAs)

EU紛争鉱物規則に基づきEUが公表するCAHRAリスト <https://www.cahraslist.net/>



<EU CAHRAリストの概要>

- ECの委託先 : Rand Europe
初版リリース日 : 2020年12月17日(四半期ごとの更新)
最新版リリース日 : 2025年3月更新(主な変更点は同ウェブサイトのRelease Note内に記載)
次回は2025年6月末更新予定
リストの内容 : **28か国にわたる236地域(昨年説明会時点からロシアとレバノンが追加)**
国／地域別の個別リスクレポートも公開

BURUNDI	
REGION(S)	Bubanza, Bujumbura Mairie, Bujumbura Rural, Bururi, Cankuzo, Cibitoke, Gitega, Karuzi, Kayanza, Kirundo, Makamba, Muramvya, Musinga, Mwaro, Ngozi, Rutana, Ruyigi
AREA STATUS	 Conflict-affected area
RELEVANT COMMODITIES	 Gold
	 Tin
	 Tantalum and Niobium
	 Tungsten

Overview of assessment

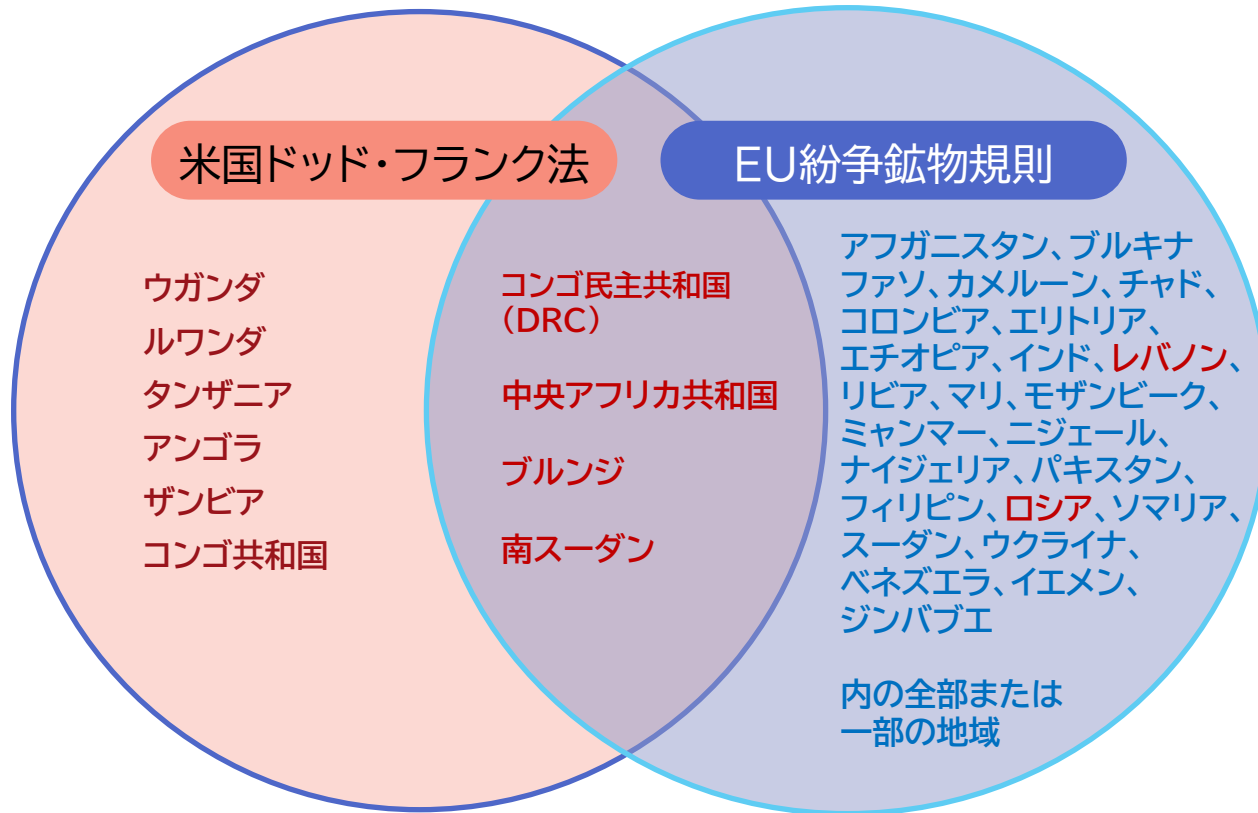
Burundi is considered a high-risk area under Regulation 2017/821. Several organisations have reported human rights and international law violations occurring in Burundi. These organisations include the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), Amnesty International, Human Rights Watch (HRW), and the US Bureau of International Labor Affairs (ILAB).

The UN Office of the High Commissioner for Human Rights closed its office in Burundi in February 2019 and the government continues to refuse access to the country to the UN Commission of Inquiry on Burundi (OHCHR, 2020). However, Amnesty International report that relations with international partners improved in early 2022, as political dialogue resumed with the EU and Rwanda (Amnesty International, 2022). In October 2022, the border with Rwanda was reopened after years of closure (Crisis Group, 2022). Following renewed tensions between the two countries over reported support to rebel groups, the border Burundi closed again in January 2024, Rwanda (Crisis Group, 2024).

RMI監査を受ける製錬業者や輸入業者は、このリストを含めて**複数の情報ソース**に基づきリスクを判断

RMAPにおけるCAHRAの考え方

EU紛争鉱物規則のCAHRAリストには、米国ドッド・フランク法(DFA)の対象国である、コンゴ民主共和国(DRC)および周辺9か国の一部が含まれていない



RMIはRMAP監査対応上のCAHRAsの最低限の範囲を以下のように定義し、**ガイダンス文書**をRMIのウェブサイト上で公開

- ① **コンゴ民主共和国および周辺9か国**
(米国ドッド・フランク法の範囲)
 - ② **EUのCAHRAsリスト**
(EU紛争鉱物規則の範囲)
- +
- ③ **各製錬所が他のリスクデータベース等から独自にCAHRAと特定した地域**

EUのCAHRAsリストは、**指標的で、網羅的ではない、定期的に更新される**リスト(indicative, non-exhaustive, and regularly updated list)であり、最終的には関連情報を参考に**個社(または自社の顧客)の判断でDDを行う**必要がある(顧客によってはEUリスト以外のCAHRAsを独自に定義する可能性もある)

「責任ある鉱物調達」を取り巻く国際社会の動き

2000年

2010年

それ以降

国連グローバル・コンパクト
(2000年)

責任投資原則
(PRI)
(2006年)

ビジネスと人権に関する
指導原則
(2011年)

持続可能な開発目標
(SDGs)
(2015年)

ILO多国籍企業宣言
改訂
(2017年)

ISO26000社会的責任に
関する国際ガイダンス規格
(2010年)

ISO20400持続可能な調達に
関する国際ガイダンス規格
(2017年)

OECD多国籍
企業指針改定
(2000年)

OECD多国籍企業
指針改定
(2011年)

OECD責任ある企業行動に関する
OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス
(2018年)

OECD多国籍企業指針
改定
(2023年)

OECD DDG*
(初版)
2011年

OECD DDG*
(第2版)
2013年

OECD DDG*
(第3版)
2016年

RMI/GRI
責任ある鉱物報告
ツールキット
(2019年)

* DDG:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任ある
サプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

「責任ある鉱物調達」は
サプライチェーンDDの
一部として対応が必要

ソフトロー

主な国際規範/
ガイドライン等

ハードロー

各国での
法規制化

ドッド・フランク法
(米国)
2010年成立
2012年最終規則

紛争鉱物規則
(EU)
2017年

非財務情報
開示指令
(EU)
2014年

関税法307条
(米国)
2015年改正

現代奴隷法
(豪州)
2018年

デュー・ディリ
ジェンス法(独)
2021年

企業サステナビ
リティ報告指令(EU)
2023年※

EU電池規則
(EU)
2023年※

強制労働産品
禁止規則
(EU)
2024年

企業サステナビ
リティDD指令(EU)
2024年※

カリフォルニア州
サプライチェーン
透明化法
(米国)
2010年

現代奴隷法
(英国)
2015年

企業注意義務法
(仏)
2017年

児童労働
注意義務法(蘭)
2019年

ウイグル強制労働
防止法(米国)
2022年

関税法改正
強制労働産品禁止
(加)
2023年

重要原材料法
(EU)
2024年

紛争鉱物規則
改正(EU)
2026年以降

※EUオムニバス法案により一部簡素化・延期

人権DDは義務化へ

国際規範/ガイダンス(ソフトロー)から義務化(ハードロー)への動きが本格化

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 今後求められる対応
- 最後に(まとめ)
- その他参考資料

RMI各帳票と対応する法規制(CMRT, EMRT, AMRT)

■対象鉱物により、法規制対応等の違いから、帳票の内容は異なる

	CMRT Conflict Minerals Reporting Template	EMRT Extended Minerals Reporting Template	AMRT Additional Minerals Reporting Template
対象鉱物	錫、タンタル、タングステン、金 (3TG)	コバルト、マイカ +銅、グラファイト、リチウム、ニッケル(2025年4月より鉱物追加)	CMRT、EMRT以外の鉱物
初版リリース	2011.7.19	2021.10.20 (CRT:2018.3.1、MRT:2020.10.28)	2022.11.11 (PRTリリース時点)
主な対象法令	ドッド・フランク法 EU紛争鉱物規則 EU-CSDDD	EUバッテリー規則 EU-CSDDD (EMRT初版発行時は対象法令なし。コバルト・マイカ採掘現場における児童労働リスクのDD目的)	EU-CSDDD
基本的なデュー・ディリジェンス要素	あり	あり	なし (ピンチポイントの特定自体が目的)
法的根拠による強制力	強い	電池材料のみ強い	弱い
その他		段階的に鉱物が追加される予定	EMRTへの統合が見込まれる

EU企業サステナビリティDD指令

◎EU 企業サステナビリティデューディリジェンスに関する指令(CSDDD/CS3D)

<適用対象企業に課せられる義務>

- ・デューディリジェンス方針の策定 ・リスクの特定・評価 ・リスクの防止・権限・是正 ・モニタリング ・情報開示 ・苦情処理メカニズム
- ・ステークホルダーエンゲージメント

対象企業	基準(一部規則案より基準緩和)	適用開始時期	
EU域内企業	①前会計年度における全世界での売上高が4億5,000 万ユーロ超であり、かつ、平均従業員数が1,000人超の企業 ②連結グループレベルで(i)の要件を満たすグループの最終親会社 ③EU域内のフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近事業年度における、EU域内でのロイヤルティが年間2,250万ユーロ超、かつ全世界での純売上高8,000万ユーロ超の企業	全世界での純売上高が15億ユーロ超、かつ従業員数が5,000人超	2028年7月26日 (1年延期:次項参照)
		全世界での純売上高が9億ユーロ超、かつ従業員数が3,000人超	2028年7月26日
		全世界での純売上高が4億5000万ユーロ超、かつ従業員数が1,000人超	2029年7月26日
EU域外企業	①前会計年度における EU 域内での売上高が4億5,000万ユーロ超の企業 ②連結グループレベルで上記①の要件を満たすグループの最終親会社 ③EU域内のフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近事業年度の前年度における、EU域内でのロイヤルティが年間2,250万ユーロ超、かつEU域内での純売上高8,000万ユーロ超の企業	EU域内売上高が15億ユーロ超	2028年7月26日 (1年延期:次項参照)
		EU域内売上高が9億ユーロ超	2028年7月26日
		EU域内売上高が4億5000万ユーロ超	2029年7月26日

※EU に現地拠点を有さなくても、単体又は連結グループレベルで EU 域内での一定の売上要件を満たす場合には、直接適用の対象となるため、注意が必要

<最近の経過>

- 2024年6月13日に欧州議会で採択され、7月25日に発効済
- 2024年11月、欧州委員会が、①CSDDD、②EUタクソノミー、③CSRD(企業サステナビリティ報告指令)、④CBAM(欧州国境炭素調整措置)などのサステナビリティ関連規制を簡素化する包括的な提案(オムニバス法案)を提出すると発表
- 2025年2月26日、「オムニバス法案(第1弾)」公表
- 一部(適用時期延期)のみを4月3日に可決、4月14日に欧州理事会が最終承認

EUオムニバス法案(第一弾／2025年2月26日公表)

<オムニバス法案におけるCSDDDの主な修正内容>

項目	当初	オムニバス法案
国内法への移行期限	2026年7月26日	2027 年7月26日
適用開始時期(最速)	2027年7月26日	2028 年7月26日
ガイドライン公表時期	2027年1月26日	2026 年 7 月26日
ステークホルダーの定義	広範な関係者	企業活動によって 直接影響を受ける 関係者
ステークホルダーとのエンゲージメント	ステークホルダーとの協議は以下のステージで実施 ①悪影響に関する必要な情報を収集する場合 ②防止および是正措置計画を策定する場合 ③取引関係を終了し、または中断する場合 ④悪影響を修復するための措置を取る場合 ⑤モニタリングのための定性的および定量的指標を開発する場合	③と⑤は削除
リスク評価の対象	自社のほか、直接・間接のビジネスパートナー	自社のほか、 直接のビジネスパートナー (人権・環境リスクに関する信ぴょう性の高い情報がある場合は、 間接のビジネスパートナーも関与)
モニタリングの頻度	1年に1回	5年 に1回
契約解除	不遵守サプライヤーとの契約解除(取引の終了)が義務	解除(取引の終了)の 義務なし
民事責任	不遵守の場合には民事責任を負う可能性あり	国内法で処理
制裁金	世界売上高の5%を上限とする制裁金	国内法で処理
加盟国間の整合性	加盟国はより厳しい規制をすることが可能	加盟国による 上乗せ規制は制限
気候変動の移行計画	気候変動の移行計画の実施が必須	気候変動の移行計画の実施は 任意 (策定は義務)

EU電池規則（1）

◎EU電池及び廃電池に関する規則(EUBR)

<対象バッテリー> : ポータブル電池、LMT(輸送手段)バッテリー、SLIバッテリー、EVバッテリー、産業用バッテリー

<主な法的要件> : カーボンフットプリントの宣言(第7条)、リサイクル成分の使用割合(第8条)、

デュー・ディリジェンス方針(第7章:第47条～第53条)

<第7章(DD条項)の構成> :

第47条	対象範囲
第48条	バッテリーDD方針
第49条	経済事業者の管理システム
第50条	リスクマネジメントの義務

第51条	バッテリーDD方針の第三者検証
第52条	バッテリーDD方針の情報開示
第53条	DDスキーム(業界スキーム)の認識

<対象鉱物・リスク(規則Annex X参照)> :

鉱物

・コバルト ・天然黒鉛
・ニッケル ・リチウム
+ 上記の化合物



環境・社会リスク

・大気(GHG排出含む) ・水 ・土壌 ・生物多様性 ・有害物質 ・騒音と振動
・工場の安全 ・エネルギー消費 ・廃棄物と残留物 ・労働安全衛生 ・児童労働
・強制労働 ・差別 ・結社の自由 ・先住民のコミュニティ生活

- ✓ 今後発行予定のガイドラインでは、デュー・ディリジェンスの対象は、EUに上市する電池の活物質(電極材)と電解液の製造に使用される4鉱物とその化合物に限定される見込み(ガイドラインの注視が必要)
- ✓ EMRTへの鉱物追加により、電池以外もデュー・ディリジェンスの要請を受ける可能性あり。

EU電池規則（2）

- ✓ 欧州委員会(EC)は2025年5月21日、サステナビリティ関連規則の簡素効率化を図るオムニバス法案にEU電池規則の改定を含める法案(第4弾)を承認
- ✓ 改定オムニバス法案には、①報告対象となる企業の閾値を引き上げ、②EU電池規則デュー・ディリジェンス章の改定が含まれる

<EUオムニバス法案(第4版)EU電池規則デュー・ディリジェンス章に関する改定>

https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/obligations-economic-operators-concerning-battery-due-diligence-policies_en

項目	改定内容
対象企業	原案のSMEに加え、中規模企業(予定:年間売上1億5000万ユーロ未満)が対象外となり、適用を受ける企業数は減少する見込み
DD方針報告義務	DD方針の見直し及び報告(情報開示)の頻度を、原案の年1回から3年ごとに低減 (DD・監査は毎年実施が維持される方向)
運用開始日	2025年8月18日から 2027年8月18日に延期 (現時点で第三者検証を行う認証機関(Notified body)及びデュー・ディリジェンス遵守の基準となる業界スキームが認定されていないため)
ガイダンス発行期限	デュー・ディリジェンス章に関するガイダンスの発行期限を当初の2025年2月から 2026年7月26日に延期 (EUバッテリー規則のデュー・ディリジェンス章をCSDDDのガイダンスに整合させる必要があるため)

今後の予定

- ECの最新オムニバス法案は、欧州議会及び欧州理事会(EU加盟国)承認後に成立予定
(議会・理事会により広範な修正案の付帯・審議がなされる可能性あり)
- デュー・ディリジェンス要件は運用開始日(2025年8月18日)が迫っていることから、運用開始日及びガイダンスの発行期限の延期に関する改定案は、通常より迅速な立法手続きが行われ、今後数ヶ月以内に運用開始日の延期が確定する見通し

米国ウイグル強制労働防止法

◎米国ウイグル強制労働防止法(UFLPA)2021年12月成立。2022年6月より措置適用開始

- 中国新疆ウイグル自治区で**全部または一部が採掘、生産または製造された製品の輸入を原則として禁止**
- UFLPA執行戦略において、新疆ウイグル自治区において強制労働により製品を生産している事業者等として特定され、**UFLPAエンティティ・リストに掲載された事業者が生産した製品も同様に輸入禁止の対象と推定。**

<UFLPAエンティティリスト> <https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>

2025年5月現在：**160企業・団体**が掲載（昨年5月時点：65企業・団体）

- 米国税関・国境警備局(CBP)長官が以下の要件を満たしたと判断した場合は、例外的に上記輸入禁止の対象外。
 - ① 輸入者が、(i)UFLPA執行戦略に含まれる**輸入者向けガイダンスを完全に順守**するとともに、(ii)対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことを確認するための**CBP長官からの質問に完全かつ実質的に回答**していること
 - ② 対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことが「**明白で説得的な**」証拠(clear and convincing evidence)により示されていること
- 2024年7月に優先セクターとして、従来のアパレル、綿、ポリシリコンを含むシリカ製品、トマトに加え、**アルミニウム、PVC(ポリ塩化ビニル)、水産物**が新たに追加

✓ ウイグル強制労働防止法を理由として特定製錬所の排除を求められることがあり注意が必要

◎米国OFAC(Office of Foreign Asset Control)規制

- 米国の財務省外国資産管理室(OFAC)が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や、特定の個人・団体(SDNリストに記載)との直接的/間接的な取引の禁止や資産凍結などの措置を講じる規制。
- アクティブな制裁のうち、国・地域名がプログラムの対象となっているもの(2025年5月現在)
アフガニスタン、バルカン半島、ベラルーシ、ミャンマー、中央アフリカ共和国、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エチオピア、香港、イラン、イラク、レバノン、リビア、マリ、ニカラグア、北朝鮮、ロシア、ソマリア、スーダン、ダルフル、南スーダン、シリア、ウクライナ／ロシア関係、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ など

(参考:OFACウェブサイト)

制裁プログラム及び国情報(Sanctions Programs and Country Information)

<https://ofac.treasury.gov/sanctions-programs-and-country-information>

SDNリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List):

<https://ofac.treasury.gov/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists>

過去の執行事例:

<https://ofac.treasury.gov/civil-penalties-and-enforcement-information>

- ✓ 米国の企業・団体は制裁対象の団体や個人と直接・間接の取引が禁じられているため、顧客企業等からOFAC規制を理由として特定製錬所の排除を求められるケースがある。
- ✓ RMIも規制対象の製錬所監査ができないため注意が必要。

◎米国EPEAT(Electronic Product Environmental Assessment Tool)



- ✓ 環境への配慮がなされた電子製品の普及を目的とする環境ラベル。
- ✓ 米国の公共調達ではEPEAT登録製品が優先調達されるなど、市場ニーズの高い環境ラベルの1つ。
- ✓ 直近(2025年)の基準改定により、紛争鉱物を含む「責任あるサプライチェーン基準」が追加され、ラベル取得のための必須基準として、**65%以上のConformant率**が設定
(対象鉱物は3TGが必須基準、コバルトは任意基準)
- ✓ 2025年11月以降新基準での申請開始。26年7月以降は旧基準での申請不可

【対象製品】

①画像機器(複合機、プリンターなど) ②PC、ディスプレイ ③サーバー ④テレビ ⑤携帯電話

※今後は太陽光設備、ネットワーク機器、ウェアラブル機器に拡大予定

- ✓ 対象製品を取り扱う顧客企業等から、適合製錬所のみ使用する要請が加速すると思われる
- ✓ 製錬所のConformantステータスは常に変化するため、定期的な監視が必要
- ✓ Conformant率を向上していくためのサプライヤー回答チェック/是正等の取り組み強化が重要

対象リスク拡大の動き

RRA(Risk Readiness Assessment:リスク準備評価)V3:2023年10月19日公表

- ・ 鉱物サプライチェーンにおける企業が、ESGリスク(33項目)に関するデュー・ディリジェンスの取り組みについて自己査定するためのツール。
- ・ 改定版(V3)は、国連ビジネスと人権に関する指導原則とOECD多国籍企業のためのデュー・ディリジェンス指針との整合が図られ、川上企業だけでなく、川下企業にも適用可能になった。
- ・ RMAP監査、川下監査プログラムを受審する企業は、RRA対応が必須。
- ・ 上記変更に伴い、RMIは製錬所のESG基準の見直しに着手。2025年4月に新基準がリリース(次項ご参照)

リスク分野・項目(33項目) 赤字は川下企業には該当しない項目

E:Environmental

- ・気候に関する行動
- ・温室効果ガス排出量削減
- ・淡水管理
- ・廃棄物管理
- ・サーキュラー・エコノミー
- ・**尾鉱の管理**
- ・生物多様性と生産性のある土壌
- ・汚染

S:Social

- ・児童労働の禁止・強制労働の禁止
- ・結社と団体交渉の自由
- ・反差別及びハラスメント
- ・多様性、平等とインクルージョン
- ・雇用条件
- ・労働安全衛生
- ・緊急事態の準備
- ・コミュニティ安全衛生
- ・**コミュニティ開発**
- ・零細小規模採掘(ASM)
- ・**安全保障と人権**
- ・**先住民の権利**
- ・**土地の取得と再定住**
- ・**文化遺産**

G:Governance

- ・管理システム
- ・リスク管理
- ・企業の健全性
- ・**収入の透明性**
- ・法的コンプライアンス
- ・サステナビリティ報告
- ・苦情処理メカニズム
- ・ステークホルダーとの連携
- ・**鉱山閉鎖と再生**
- ・責任あるサプライチェーン

ESG基準の見直し

RMIは、各国法規制が求めるESGリスクへの対応として、施設の環境、社会、ガバナンスおよび労働安全衛生に関する以下の2つのオプション基準を2025年4月30日にリリース

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/minerals-due-diligence/issues/esg-issues/>

① **Facility Standard for Social, Environmental, OHS and Governance Risks**
(ピンチポイントが対象)

② **Supply Chain Due Diligence Plus**
(ピンチポイントの一次サプライヤ～鉱山が対象)

① Facility Standard for Social, Environmental, OHS and Governance Risks

目的:
工場が自社の事業におけるESGリスク管理を評価するため

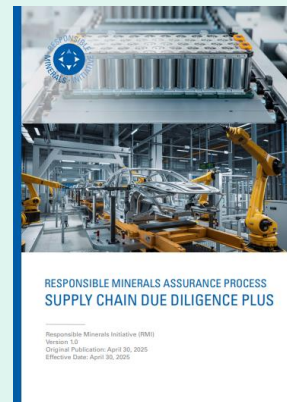
スタンドアロンの評価として、または責任ある鉱物保証プロセス(RMAP)および/またはダウンストリーム評価プログラム(DAP)と組み合わせて利用可能



② Supply Chain Due Diligence Plus

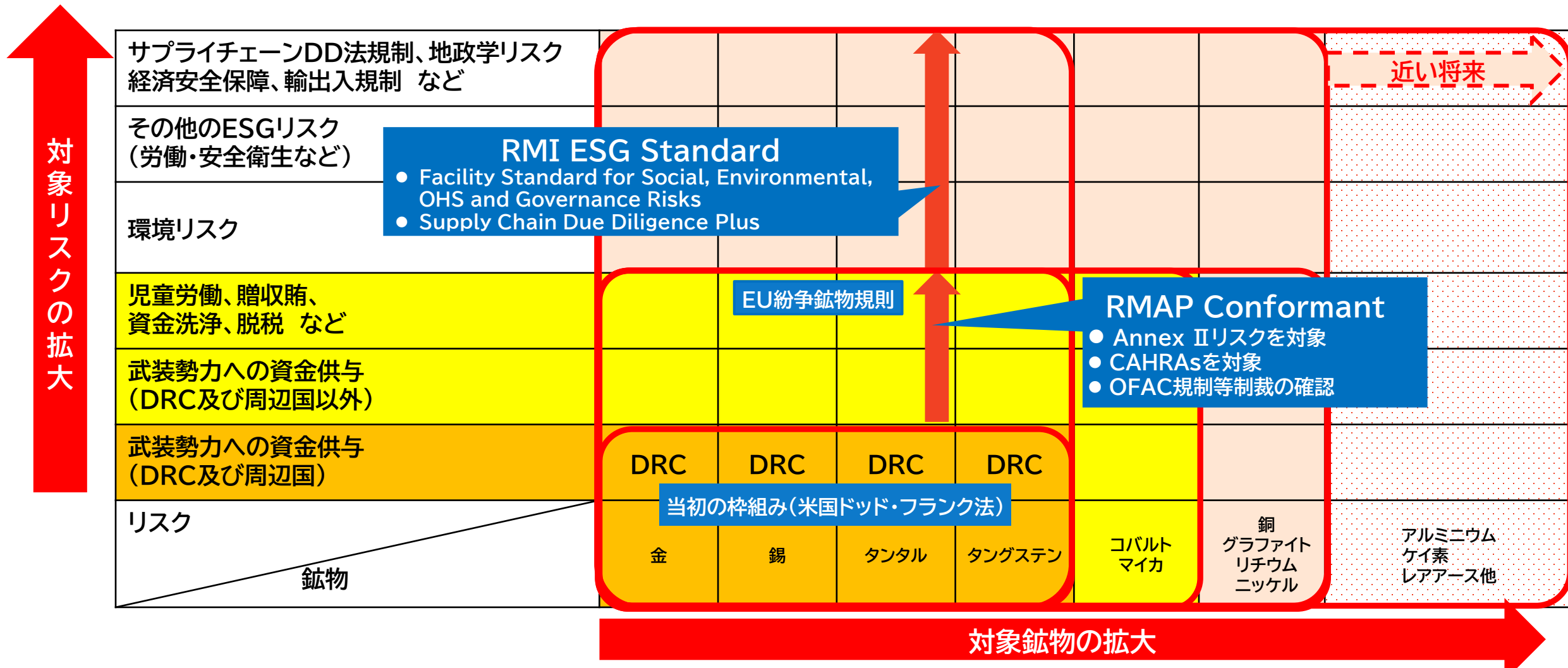
目的:
工場がESGデューデリジェンスを評価し、鉱物サプライチェーン内のESGリスク管理慣行を検証するため

責任ある鉱物保証プロセス(RMAP)および/またはダウンストリーム評価プログラム(DAP)との組み合わせでのみ利用可能



- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 今後求められる対応
- 最後に(まとめ)
- その他参考資料

責任ある鉱物調達の最新動向まとめ(トレンドの変化)

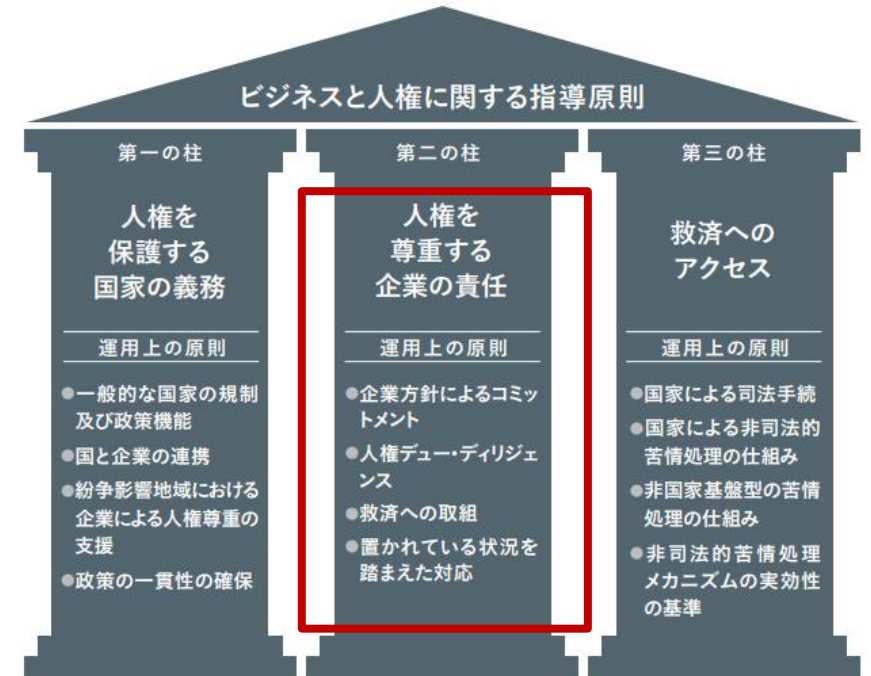


RMIは、新たな法対応に備え、全ての鉱物を対象に責任ある鉱物調達の枠組みを整備しつつある。

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景と経緯
- 今後求められる対応
- 最後に(まとめ)
- **その他参考資料**

2011年 国連「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」

- ✓ 「ビジネスと人権に関する指導原則:国連『保護、尊重及び救済』**枠組み**」は、2011年に国連の人権理事会で全会一致で支持された文書。
- ✓ 「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。



指導原則が企業に求めるもの

- ① 企業は、企業活動を通じて人権に悪影響を引き起こすこと、及びこれを助長することを回避し、影響が生じた場合は対処する
- ② 企業がその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって、企業の活動、商品又はサービスと直接関連する人権への悪影響を予防又は軽減するように努める

⇒企業がサプライチェーンでの人権DDを求められるきっかけとなり、その後の国際的な各種ガイドラインや、各国によるハードロー化・条約化・日本政府による政策内容はすべてこの指導原則の内容がベース

「責任ある鉱物調達」も「人権とビジネス」の文脈で語られ、その一部として企業に対応が求められていると理解しておくことが重要。

EU強制労働製品禁止規則

◎強制労働により生産された製品のEU域内での流通及び輸出入を禁止する規則

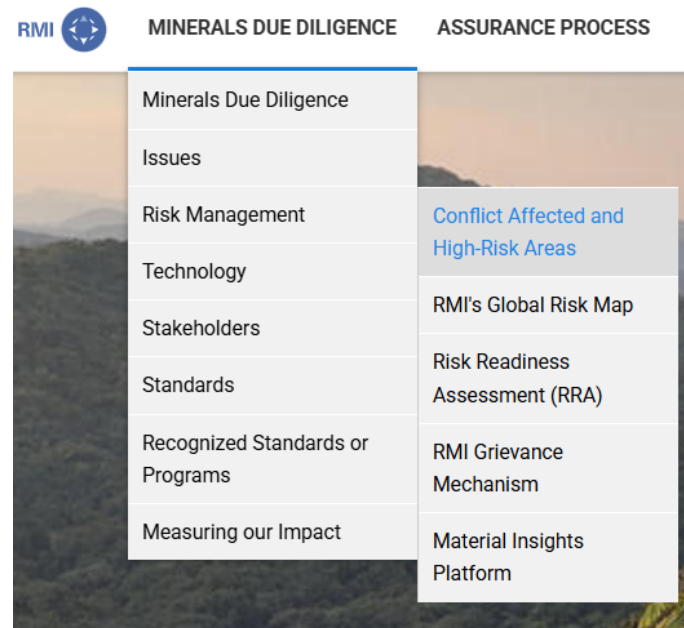
<概要>

- EU理事会が**2024年11月19日採択**。同年**12月12日にEU官報に掲載され発効**。EU加盟国における**適用は発効から3年後**
- 2026年6月までに欧州委員会が各種ガイドライン、ポータルウェブサイト、プラットフォームなどを整備予定
<参考情報> Forced labour single portal(トライアル公開中)
[EU Regulation 2024/3015 on prohibiting products made with forced labour on the Union market - Sustainable Views](#)
- **製品の流通禁止・市場からの排除:**
強制労働がその抽出、収穫、生産又は製造(サプライチェーンのいずれかの段階における製品に関連する作業又は加工を含む)のいずれかの段階で全部又は一部使用された製品を「強制労働によって製造された製品」と定義
製品に関し、**原産地や産業セクターの限定はされておらず、広範な強制労働製品が規制対象**。
EU当局に(加盟国当局または欧州委員会)に、強制労働の疑いがある製品に関し調査を実施し、強制労働があると判断した場合、事業者に対して当該製品の**EU市場からの回収及び廃棄を命ずる権限が付与**
- **リスクベース・アプローチ:**
強制労働の規模と深刻さ(国家による強制労働が懸念されるかを含む)、EU域内で流通される**製品の数量、最終製品に占める強制労働で製造されたと思われる部品等の割合**、最終製品において強制労働によって製造されたと疑われる部分の割合を基準とする**リスクベースアプローチ**に基づいて行われる
- **管轄当局:** EU域外については欧州委員会が管轄。EU域内では各国当局が調査を担当。

- ✓ 強制労働への関与については、EU当局に立証責任がある点が米国UFLPAと異なる
- ✓ 合理的な期間内に事業者がEU当局による決定を遵守しなかった場合に、決定内容の執行措置が取られる

リスク情報ソースの例

■RMIウェブサイトで紹介されているオープン情報ソースリスト



List of Open Information Sources

Note: these resources are developed and maintained by external organizations.

Criterion	Coverage	Open sources
CONFLICT	Global	Heidelberg Conflict Barometer
		Rule of Law in Armed Conflicts (RULAC - Geneva Academy)
		Assessment Capacities Project – Global Emergency Overview
		Uppsala Conflict Data Program – Georeferenced Event Dataset
		CrisisWatch
		Global Peace Index
		Major Episodes of Political Violence
		Armed Conflict Location and Event Data (ACLED)
		World Bank list of Classification of Fragile and Conflict-Affected Situations (FCS)

■ConformantスメルターがDDレポート(RMIウェブサイトで公開)で開示している情報ソースの例

- 米国ドット=フランク法で規定する対象国
- Heidelberg Conflict Barometer
- Worldwide Governance Indicators
- 財務省から発表される経済制裁措置を受ける対象者リストINFORM Global Risk Index
- Fragile State Index
- EU が定めている CAHRAs

(参考)UFLPA執行状況統計(2025年5月現在)

Shipment Metrics

Total
16,100

(8,465)

Denied
9,436

(3,375)

Released
5,708

(3,858)

Value (USD)
\$3.67B

(\$ 3.32B)

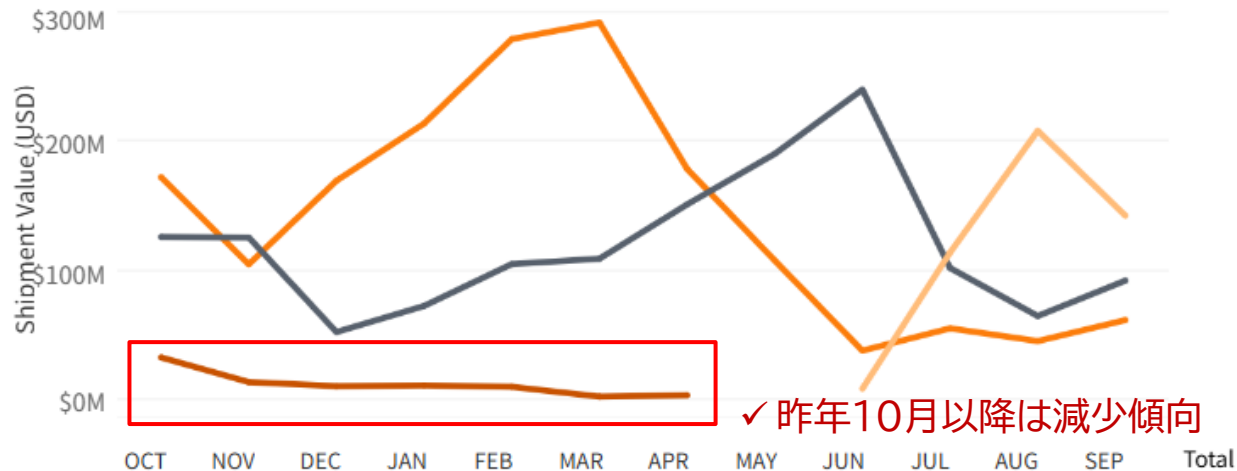
※カッコ内は昨年説明会時点の統計

FY (すべて) Industry (すべて) Exam Result (すべて) Country of Origin (すべて)

Reset Filters

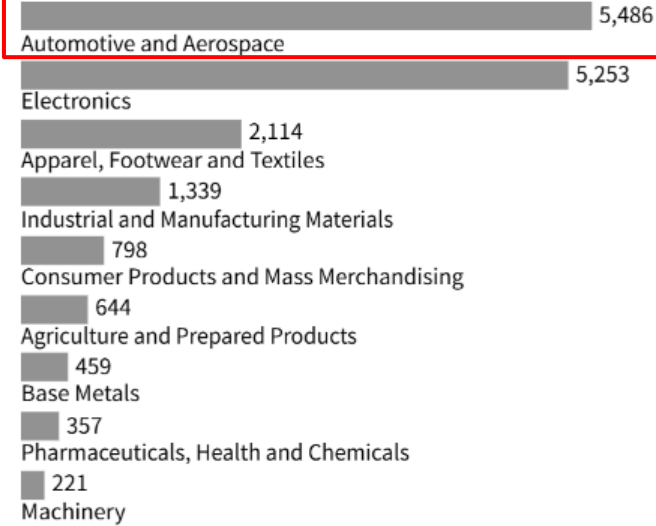
FY 2022 2023 2024 2025(FYTD)

Shipment Value (USD) by Month

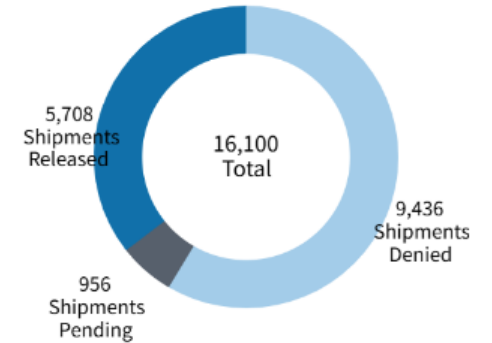


✓ 昨年10月以降は減少傾向

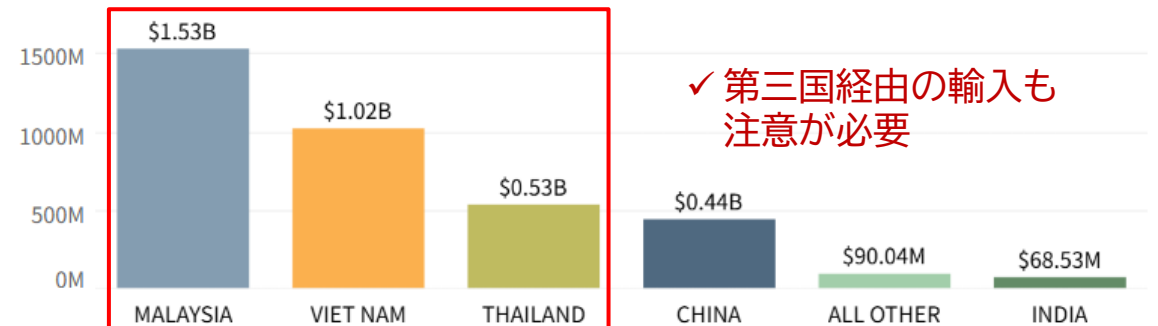
Shipment Count by Industry and Exam Result



✓ 自動車・航空産業が急増



Shipment Value (USD) by Country of Origin



✓ 第三国経由の輸入も
注意が必要

出所: 米国CBPウェブサイト (<https://www.cbp.gov/newsroom/stats/trade/uyghur-forced-labor-prevention-act-statistics>)

2025年最新帳票の変更点

CMRT6.5

2025年4月25日リリース（次回改定は2026年春の予定）

<変更点>

- ✓ 製錬所参照リストと標準製錬所リストの更新のみ → 調査実務に大きな影響はない

EMRT 2.0

2025年4月25日リリース（次回改定は2026年春の予定）

<変更点>

- ✓ 主にEU電池規則対応を目的として、従来のコバルト、マイカに加えて、**4鉱物（銅、ニッケル、リチウム、グラファイト）を追加**
- ✓ **鉱山リスト追加（回答は任意）**
- ✓ 製錬所参照リストと標準製錬所リストの更新

AMRT 1.21

2025年5月16日リリース（次回改定版は2025年秋の予定）

<変更点>

- ✓ 「**鉱物の範囲**」タブの説明を更新のみ

2025年最新帳票の注意点

CMRT6.5

<注意点>

- ✓ 2025年6月時点で適合製錬業者(コンフォーマントスメルター)リストに掲載されている一部の錫製錬業者(2024年6月に操業停止。今後適合製錬業者リストから削除予定)が、CMRT6.5の製錬所参照リスト(Smelter Look-upタブ)から先行して削除されており、スメルターリスト記入時は注意が必要(当該適合製錬業者のCID番号をA列に入力した場合にエラーとなる)
- ✓ RMIウェブサイトの適合製錬業者リストと、標準製錬所(スタンダードスメルター)リスト/製錬所参照リストの更新頻度の違いによるもの。
→「Smelter Not Listed」を選択の上、製錬業者情報の記入(転記)が必要

【RMIウェブサイト】 <https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/cmrt/>

TO BEGIN:

Option A: If you know the Smelter's name, select it from the dropdown menu.

Option B: If you have the Smelter's name, select it from the dropdown menu.

Option C: If you have the Smelter's name, select it from the dropdown menu.

(*) Mandatory fields are marked with an asterisk.

(1) Entry required when Smelter Look-up = "Smelter not listed".

NOTE: A combination of Options A, B, and C is required. Do not alter autopopulated cells. All errors in the Smelter Look-up should be reported to RMI by contacting RMI@responsiblemineralsinitiative.org.

Smelter Identification Number Input	Metal	Smelter Look-up (*)	Smelter Name (1)	Smelter Country (*)	Smelter Identification	Source of Smelter Identification Number	Smelter Street
CID002835	#N/A	#N/A			#N/A		
	Tin	Smelter not listed	T Menara Cipta Mulia	INDONESIA	CID002835	RMI	

リスト名	更新頻度
適合製錬業者リスト (Conformant Smelter lists)	1月、7月(操業停止などの場合) ※但し、監査不適合の場合は随時
標準製錬所リスト (Standard Smelter lists)	随時更新(改訂履歴も公開)
製錬所参照リスト (Smelter Reference lists)	CMRT内の[Smelter Look-up] タブに含まれているリストは年1回 (CMRT改定時)のみ

2025年最新帳票の注意点

EMRT 2.0/AMRT1.21

<注意点>

[Declaration] シートで「対象となる鉱物／金属」を選択(一部削除)した場合、回答欄に表示される鉱物は、アルファベット順に自動入力されるが、**回答選択後に鉱物を追加または削除すると、鉱物の順序は変更されるが、選択した回答は移動しない。**
→記入済みのEMRT(またはAMRT)を提出する前に、質問1～7およびC(AMRTの場合は質問1と2)のすべての回答が[Declaration]シートの適切な鉱物に対応しているか確認が必要。

【RMIウェブサイト】 <https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/emrt/>
<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/amrt/>

<例:EMRTの場合>

対象となる鉱物／金属を選択 (*):	Cobalt	(Delete Copper)	Graphite
	Lithium	(Delete Mica)	Nickel

Cobalt(*)	Yes
Graphite(*)	No
Lithium(*)	Unknown
Nickel(*)	Not declaring

選択した(削除しない)鉱物のみが表示される

(Delete Cobalt)	(Delete Copper)	Graphite
Lithium	(Delete Mica)	Nickel

Graphite(*)	Yes
Lithium(*)	No
Nickel(*)	Unknown
	Not declaring

回答選択後に鉱物を削除

鉱物はずれるが、選択した回答内容は変更されない